

習志野市市民協働インフォメーションルーム及び男女共同参画センター 運営業務委託プロポーザル募集要項

1. 業務名

習志野市市民協働インフォメーションルーム及び男女共同参画センター運営業務委託

2. 主旨

この要項は、「習志野市市民協働インフォメーションルーム及び男女共同参画センター運営業務委託」の事業者選定にあたり、契約候補者を選定するための公募型プロポーザルの実施に関し必要な事項を定めるものである。

3. 目的

本業務は、習志野市（以下、「市」という。）協働政策課の市民協働インフォメーションルーム（以下、「インフォメーションルーム」という。）および多様性社会推進課の男女共同参画センター（以下、「センター」という。）業務について民間事業者の知識、経験及び創意工夫等を生かし、より効率的で効果的な業務運営の実現と市民協働型社会並びに男女共同参画の構築を図ることを目的とする。

インフォメーションルーム及びセンターの各業務の目的については、別紙「習志野市市民協働インフォメーションルーム及び男女共同参画センター運営業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）によるものとする。

4. 実施場所

千葉県習志野市津田沼 5 丁目 12 番 12 号 市庁舎分室 サンロード津田沼 5 階※

名称：習志野市市民協働インフォメーションルーム

習志野市男女共同参画センター（ステップならしの）

※執務室のレイアウト及び面積は、別紙 1 図面による。

※施設の管理運営上の理由により、実施場所を市が指定する別の場所に変更する場合があります。なお、当該建物の耐震化状況については、習志野市ホームページ「市有建築物の耐震化状況」において公表している。

5. 業務の内容

別紙、仕様書のとおり。ただし、仕様書を超える、より良い提案がある場合は、その提案を妨げない。

6. 業務契約期間

(1) 契約期間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

※引継ぎについては、第 1 候補者の決定通知を受理した日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日の間に、市が運用マニュアル等の提供をもって行うものとする。

※なお、契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までは、業務の運営に向けた準備期間とする。

(2) 令和 9 年度以降の事業実施及び委託契約については、以下のいずれも満たす場合、令和 14 年 3 月 31 日までの間、年度単位で委託契約を更新できるものとする。

ア 本事業の当該年度の関係予算が承認されること。

イ 受託者が継続して事業の実施をすることが妥当であると市が判断すること。

(3) 事業者が更新を望まない場合は、6 カ月前までに、書面により意思表示を行う必要がある。なお、更新を含めた契約期間満了に伴う新規事業者の募集に既存事業者の参加を妨げるものではない。

7. 提案上限額

令和 9 年度（上限）：13,634,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※消費税は 10%として計算する。契約期間中に消費税法（昭和 63 年法律 第 108 号）等の改正が発生した場合は、相当額を加減して支払うこととする。

※令和 9 年 3 月 31 日までの間の業務の引継ぎ（準備）期間の費用を含むものとする。

8. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、以下の要件全てを満たすものとする。

(1) 官公庁において同種又は類似業務の実績が令和 8 年 4 月 1 日時点で 1 年以上ある法人であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。

①手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は本委託業務の契約候補者決定の日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りにした者。

②会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。

③民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。

④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 6 号までに該当する団体又は団体に属する者。

⑤公共の安全及び福祉を害するおそれのある団体又は団体に属する者。

- (3) 原則、習志野市入札参加資格者名簿の委託区分に登載されていること。ただし、名簿に登載されていない者も参加することができるものとする。
- なお、名簿に登載されていない者が受注者に選定された場合、すみやかに資格登録をすること。
- (4) この公告の日から参加表明書の提出期限までの間に、習志野市建設工事請負業者等指名停止措置要綱(平成18年4月1日施行)に基づく指名停止措置又は習志野市契約における暴力団対策措置要綱(平成12年2月1日施行)に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 法人税法(昭和40年法律第34号)、地方税法(昭和25年法律第226号)、消費税法(昭和63年法律第108号)に定める税金を滞納していないこと。
- (6) 事業者の過失により生じた市の損害を補償する賠償責任保険に加入していること。提案書類提出時において加入していない場合は、審査結果通知後に速やかに加入の手続きを行い、令和9年4月1日までに加入したことがわかる書類の写しを提出すること。

9. 選定に係るスケジュール

募集要項の公表	令和8年 9月15日(火)
質問書受付期間	令和8年 9月24日(木) から 令和8年10月 1日(木) まで
質問書の回答	令和8年10月14日(水)
参加表明書(第一次審査書類)の 受付	令和8年10月21日(水) から 令和8年11月 4日(水) まで
第一次審査結果の通知	令和8年11月25日(水)
提案書(第二次審査書類) 受付	令和8年12月10日(木) から 令和8年12月23日(水) まで
プレゼンテーション・ヒアリング (予定)	令和9年 1月15日(金)
審査結果通知	令和9年 1月25日(月)
引継・準備	審査結果通知を受理した翌日から 令和9年 3月31日(水) まで
契約締結・業務開始	令和9年 4月 1日(木)

10. 応募手続

- (1) 募集要項等の配布

令和 8 年 9 月 15 日（火）に募集要項等を市ホームページに掲載する。様式は必要に応じてダウンロードして使用すること。

（２） 質問書の受付

募集要項や仕様書等の内容及び実施場所の施設・設備等について次により質問を受け付ける。

① 受付期間

令和 8 年 9 月 24 日（木）から令和 8 年 10 月 1 日（木）午後 4 時半まで

② 提出方法

質問書（別記第 6 号様式）を作成のうえ、事務局（協働政策課）へ電子メールにて提出するものとする。なお、提出後は必ず事務局へ電話にて受信確認を行うこと。

③ 質問に対する回答

回答は令和 8 年 10 月 14 日（水）に市ホームページに掲載する。

（３） 書類記入にあたっての留意事項

① 各様式に関する事項等

- （ア）提出書類及びプレゼンテーションに使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に基づく単位とする。
- （イ）期限後における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- （ウ）提出された書類は、理由の如何にかかわらず返却しない。
- （エ）書類の作成、提出及びその説明にかかる費用は、提案事業者の負担とする。
- （オ）市の求める要件に対応した記載がない場合、当該機能等の提案が無いものと判断する。
- （カ）本応募において市が取得した個人情報については、当該評価に係る目的以外には一切使用せず、第三者には提供しない。
- （キ）提案書に含まれる第三者の著作権の使用等に関しては、応募者が第三者の許諾等を得る等、一切の責任を負うこと。
- （ク）提出書類はプロポーザルの実施に必要な範囲内において、複製、複写することがある。

（４） 失格条項

次のいずれかに該当するときは、失格とする。

- （ア）資格要件を満たさない者が書類を提出したとき。
- （イ）書類に虚偽の記載があったとき。
- （ウ）提出方法、提出期限を守らないとき。

- (エ) 同一の者が複数の提案をしたとき。
- (オ) 選定委員に対し、審査の公平さに影響を与える接触を行ったとき。
- (カ) その他選定委員会が不適格と認めたとき。

1 1. 事務局

〒275-8601 習志野市鷺沼2丁目1番1号

習志野市

協働経済部 協働政策課／市民協働インフォメーションルーム 担当：笠木

協働経済部 多様性社会推進課／男女共同参画センター 担当：篠宮・吉沢

電話：047-451-1151（内線 444／協働政策課）

電子メール：kyodo@city.narashino.lg.jp

1 2. 参加表明書（第一次審査書類）受付

(1) 受付期間

令和8年10月21日（水）から令和8年11月4日（水）まで

(2) 提出書類

(ア) 審査提出書類一覧（第一次審査）（別記第1号様式）

(イ) 参加表明書（別記第2号様式）

(ウ) 習志野市市民協働インフォメーションルーム及び男女共同参画センター運営業務委託実績調書（別記第3-1号様式（一覧）、別記第3-2号様式（詳細））

(エ) 別記第3-2号様式に記載した業務に係る契約書の写し

(オ) 賠償責任保険証及び補償内容がわかる書類の写し（賠償責任保険に加入している場合）

(カ) 法人の登記簿または登記事項証明書

(キ) 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類

(ク) 納税証明書（その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について、未納税額のない証明用）

(ケ) 直近年度分の法人県民税・事業税納税証明書、法人住民税納税証明書

(コ) 過去3年分の貸借対照表、損益計算書

(サ) 会社案内、事業概要

納税証明書（(ク)、(ケ)）は、いずれも提出日以前3ヵ月以内の証明日のものを用意すること。

なお、参加表明書を提出した者が提出後に参加を辞退する場合は、速やかに文書で届け出ること（別記第7号様式）。

(3) 提出先

事務局（協働政策課） 習志野市鷺沼2丁目1番1号 市庁舎4階

(4) 提出方法

持参（受付時間は、平日午前9時から午後4時までに限る。）もしくは郵送または宅配によること。電子メールでの提出は受け付けない。持参による場合は前開庁日までに事務局へ電話連絡すること。郵送、宅配による場合は、封筒に「習志野市市民協働インフォメーションルーム及び男女共同参画センター運営業務委託プロポーザル参加表明書在中」と朱書し、締切日午後4時30分必着とする。なお郵送の場合は書留とすること。

(5) 提出部数

正本1部

(6) 第一次審査結果（書類審査）

提出された書類を審査し、第二次審査に進む応募者を選定する。第一次審査では、応募者が参加資格要件を満たしていることを確認し、参加資格要件を欠いている応募者は失格とする。

審査の結果については、令和8年11月25日（水）に応募者へ通知する。

1.3. 提案書(第二次審査)の受付

(1) 受付期間

令和8年12月10日（木）から令和8年12月23日（水）まで

(2) 提出書類

(ア) 提案書届出書（別記第4号様式）

(イ) 提案書A4・10ページ程度（様式自由）

(ウ) 見積書（別記第5号様式）

(3) 提案書の記載内容

提案書は、下記の項目の順に原則として従い、1.6. 提案の審査（3）選定基準の評価項目1から4までの評価の視点の内容について記載すること。

順番	評価項目
1	運営体制
2	実施手法
3	独自提案
4	収支計画
5	価格

(4) 提案書作成上の注意

- (ア) 書類の作成は原則 A4 版、縦方向とし、横書き、字体は「MS P ゴシック」又は「UD デジタル教科書体」、フォントは 12 ポイントを基本とする。
- (イ) 提出書類は、レイアウトが崩れることのないよう PDF 形式で提出すること。
- (ウ) 提出書類は、次の 2 種類を作成し、それぞれ PDF ファイルとして提出すること。
 - ① 正本：応募事業者名その他応募事業者が特定できる情報を記載したもの。
 - ② 副本：応募事業者名その他応募事業者が特定できる情報を黒塗り等により判読できないよう加工したもの。
- (エ) 提案書にはページ番号を付すこと。
- (オ) 提出する PDF ファイル名は、「【正本】提案書（事業者名）」及び「【副本】提案書」とするなど、正本・副本が判別できる名称とすること。
- (カ) 提出する PDF ファイルのデータ容量の上限は、正本・副本合計で 100MB とする。

(5) 提出先

事務局（協働政策課）

(6) 提出方法

提出書類は、ちば電子申請サービスにアップロードすること。提出期限までにアップロードが完了したものを有効な提出として取り扱う。

14. 辞退

応募書類を提出後に辞退する場合は、参加辞退届（別記第 7 号様式）を提出すること。

15. プレゼンテーション・ヒアリングの実施

提出された提案書に基づき、プレゼンテーション・ヒアリングを行う。

- (1) プレゼンテーション・ヒアリング実施日（予定）
令和 9 年 1 月 15 日（金）
詳細については、該当者に別途通知する。
- (2) プレゼンテーション・ヒアリング実施場所
習志野市役所（習志野市鷺沼 2 丁目 1 番 1 号）
- (3) プレゼンテーション・ヒアリング出席者
3 人以内とする。責任者及び主担当者（業務の中心的役割を担う事務担当者）となる者が出席すること。
- (4) プレゼンテーション・ヒアリング内容
提案書の内容についての説明を 30 分以内、その後質疑応答を 20 分程度予定。

説明はパワーポイントを使用することを可とするが（プロジェクター(HDMI、D-Sub15pin)、スクリーン、電源コンセントは事務局で準備する。)、説明内容は提案書と同一とし、要点を簡潔にまとめたものにする。また、資料などは応募者名を特定できないように塗りつぶし等を行うこと。パソコンは、応募者側で用意すること。

16. 提案の審査

(1) 選定委員会

契約候補者の選定は、習志野市市民協働インフォメーションルーム及び男女共同参画センター運営業務委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において行う。委員は以下のとおり。

委員長	協働経済部長
副委員長	協働経済部次長
委員	協働政策課長
委員	多様性社会推進課長
委員	総務部主幹（庁舎管理担当）

(2) 選定方法

選定委員会は、提出された提案書及びヒアリング内容等について、習志野市市民協働インフォメーションルーム及び男女共同参画センター運営業務委託プロポーザル審査基準に基づき評価を行い、評価が最も高い応募者を業務の契約候補者として選定する。ただし、評価が最も高い応募者が、選定後に参加資格要件を満たさないと認められた場合、または提案書に明記された業務実施体制が著しく変わった場合等は、業務の契約候補者としての資格を取り消し、次に評価の高い応募者と契約交渉を行う。なお、選定委員の評価の平均点数が総得点（満点は100点とする）の75点未満となる場合は、契約候補者として選定しない。

(3) 選定基準

評価項目及び配点は以下のとおり。

評価項目・配点	評価する点
運営体制 [30点]	・ 習志野市市民協働インフォメーションルーム及び男女共同参画センターの趣旨を理解し、適切な業務運営を行うことができるか。 ・ 事業所として官公庁の類似する支援業務や啓発業務の実績は適切か。 ・ 支援業務等で得た個人情報の取り扱い及び管理体制が構築されているか。

	・業務責任者など適切な配置・体制が取られているか ・業務責任者の役割、緊急時の連絡体制やバックアップ体制が構築されているか。 ・利用者等とのトラブルについての対応、考え方は適切か。
実施手法 [45 点]	・職員が活動団体に対して運営や支援・相談業務に従事した期間や具体的な経験は適切か。 ・多様な主体との連携やコーディネートにより課題解決を図る手法が具体的に示され、効果が期待できる内容か。 ・市民活動に関する積極的な情報収集（把握）が期待できる内容か。 ・市民活動に関する適切な情報発信が期待できる内容か。 ・市民活動団体の持続性向上が期待できる内容か。 ・市民活動に関する人材育成・人材発掘に十分な効果が期待できるか。 ・男女共同参画や多様性の周知のため、啓発に関する講座などを企画し実施することができるか。
独自提案 [10 点]	・今回の委託対象業務について、市の提示した仕様以外に本市にとって有益な独自の提案があるか。
収支計画 [5 点]	・事業の積算は適正であるか、経営状況は安定しているか。
価格 [10 点]	提案金額 ÷ 提案上限額 ※小数点以下四捨五入

17. 選定結果の通知及び公表

- (1) 選定結果については、令和 9 年 1 月 25 日（月）に応募者に通知するとともに、市ホームページで公表する。（応募状況及び審査状況により、変更する場合がある。）
- (2) 市ホームページでは、第一位契約候補者名及び全応募者の評価点を公表する。ただし応募者が二者だった場合、第二位の評価点については公表しない。また、審査結果についての開示要請があった場合、第二位以下の候補者名を公表する場合がある。
- (3) 選定結果に対する質問は受け付けない。また、応募者は選定結果に対し異議を申し立てることはできない。

18. 情報公開

本プロポーザルに提出された提案書等の書類は、法人・個人の著作物であっても「習志野市情報公開条例(平成 9 年条例第 17 号)」に基づき情報公開の対象となる。情報公開請求があった場合は、同条例第 8 条各号に定める非公開情報（個人情報や、公開すると法人等の正当な利益を害するおそれがある情報など）が記載されている部分を除き、原則公開となる。

なお、本プロポーザルの契約候補者選定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の公開となる。

19. 契約協議及び契約

市は第一位契約候補者と契約締結交渉を行う。その場合、契約金額は本プロポーザルにおいて候補者が提案した金額以内とする。

第一位契約候補者と市との契約締結交渉が不調となった場合、市は評価により順位付けられた上位の者から順に契約締結交渉を行う。